

発行
平成30年1月
発行所
(社)寒川町シルバー人材センター
寒川町小動982-2
TEL. 0467 (74) 7622
FAX. 0467 (73) 0033
会員数 男性 226名
女性 69名
計 295名
(平成29年12月末現在)



写真：猿渡政吾(会員)



年頭のごあいさつ	2
役員・職員名一覧	2
就任のご挨拶	3
退職のご挨拶	3
賛助会員紹介	3
会員親睦旅行	4
ボランティア活動	5
産業まつり	5
配分金収入に対する所得税の 取り扱いについて	6
事務局だより	8



## 年頭のごあいさつ

公益社団法人寒川町シルバー人材センター

理事長 大川壽一

新年明けましておめでとうございます。  
会員の皆様には希望に満ちた新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

平素は、当シルバー人材センター諸事業に、ご理解ご協力を頂きまして誠に有難うございます。

さて、昨年の日本の経済状況を見ますとアベノミクスの推進により、雇用の改善が続く中で緩やかな回復基調が続いております。本年においては雇用、所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展し、物価についてはデフレ脱却に向け前進が見込まれております。

世界を見れば、アメリカと北朝鮮の関係が予断をゆるさない状況となつております。また、スポーツの面では、冬季オリンピックの挨拶とさせていただきます。

事務局職員	事務局長	事務局職員	事務局職員	監理	監理	監理	監理	監理	監理	監理	監理	監理	監理	監理	監理	監理	監理	監理	監理
蓮 鈴	木 菊 鈴	平 富 平	安 関 玉	千 鳥 森	中 間 川	大 鐵 壽	一 郎 光	子											
史 見	木 村 地	木 野 田	本 藤 根	置 野	葉 山	山	一												
和 彰 隆	倍 健 文	忠 澄	保 晴	雄 雄	浩														
仁 樹 弘 良	良 俊 治	男 武	夫 雄	一															

明けまして  
おめでとう  
ござります



## 就任のご挨拶

事務局長 菊地 彰良

このたび一月四日付で事務局長に就任いたしました。

日頃から、会員の皆様、関係機関の皆様には事業運営に格別のご支援、ご協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、シルバー人材センターは、高齢者の皆様が長年培つてきた知識や経験を活かしていただき場であり、その活躍が地域社会との信頼関係を高めていくものと考えております。シルバー事業の益々の発展のため、事業を行つていきたいと考えております。微力ではありますが、職員共々に頑張つてまいりますので皆様のご支援ご協力をお願い申し上げまして、就任の挨拶といたします。



## 退職のご挨拶

山仲了 前事務局長

拝啓 初冬の候 ますますご清祥のこととお喜びいたします。

このたび十一月三十一日をもちまして、公益社団法人寒川町シルバー人材センターを退職させていただきました。

在職中は会員の皆様、役員の皆様方のお力添えのおかげで私なりに充実した会社生活を過ごすことができました。心から感謝し、お礼申し上げます。

これまでに得た貴重な経験を生かして、これから的人生を歩んでいきたいと思つております。

改めて長年のご厚情に感謝するとともに、皆様のご健康とご多幸を、そしてシルバー人材センターのますますの発展をお祈り申し上げ、退職のご挨拶とさせていただきます。



敬具

## 賛助会員のご紹介

事業の目的にご賛同いただき、ご協力いただいている皆様です。

寒川町シニアクラブ連合会様

社会福祉法人 寒川町社会福祉協議会様

寒川町商工会様

村松商事株式会社様

大日製罐株式会社 湘南工場様

株式会社横浜連合木材様

高橋竹材店様

株式会社 フルモト様

一般社団法人 寒川町観光協会様

有限会社 今井自動車様

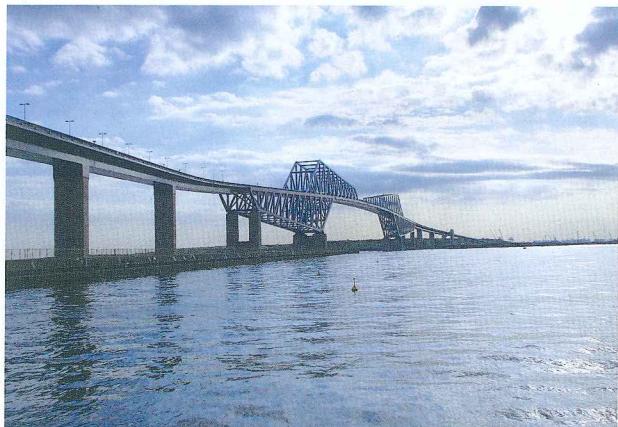
さがみ農業協同組合 寒川支店様





平成二十九年十月二十一日（火）会員親睦旅行を開催しました。東京スカイツリーの見学、有明のホテルでランチバイキング、東京ゲートブリッジ散策という行程でした。

天気に恵まれ、東京スカイツリーからは東京の風景が一望に收めることができ、またその高さに参加の方から驚きの声が上がりました。東京ゲートブリッジでは、健脚な方が橋を往復されていました。次回も沢山のお申込みをお待ちしています。



# ボランティア活動

平成二十九年十一月六日（月）さむかわ中央公園にて、ボランティア活動を実施いたしました。

木村町長、山本県議より開会の挨拶を頂き、恒例の記念撮影を行ないスタートしました。

百三十名の会員の皆さんのが参加があり、公園内の清掃やパンジーを植えました。

落ち葉が多く、集めたごみは一七〇〇キロになりました。

ご協力いただきましてありがとうございます。



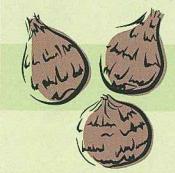
# 産業まつり

平成二十九年十一月十九日（日）さむかわ中央公園にて開催された産業まつりに出店しました。

手作りこんにゃくや里芋などを販売しました。

手作りこんにゃくには、毎年買いに来て頂ける方もいて完売いたしました。

各準備に携わって頂いた会員の皆さん、当日お手伝い頂いた会員の皆さん、ご協力ありがとうございました。



## (3) 公的年金等の収入に係る雑所得の金額

(公的年金等の収入) (公的年金等控除額) (公的年金等の雑所得の金額)

$$1,500,000\text{円} - 1,200,000\text{円} = 300,000\text{円}$$

公的年金等の雑所得の計算については、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」に計算方法が記載されています。

したがって、この場合**300,000円**が公的年金等の雑所得の金額になります。 → (B)

## (4) 課税される所得金額

雑所得の金額(配分金収入に係る雑所得と公的年金等の収入に係る雑所得の合計額)

$$(A) + (B) = 370,000\text{円}$$

なお、上記(1)のとおり給与所得の金額は0円なので**370,000円**が合計所得金額になります。

(基礎控除)

$$370,000\text{円} - 380,000\text{円} = (\text{マイナスになるので } 0)$$

したがって、この会員の場合、課税所得は発生しないので所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません(注)。

[年金所得者に係る確定申告不要制度について]

平成23年分以後の各年分について、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要がなくなりました(注)。

※この制度により確定申告の必要がない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには確定申告書を提出する必要があります。

※海外などで支払われた公的年金など源泉徴収の対象となっていない公的年金等がある場合には、藤沢税務署個人課税部門にお尋ねください。

(注) 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは寒川町総務部税務課町民税担当にお尋ねください。



## 配分金収入に対する所得税の取り扱いについて

シルバー人材センターで得た配分金収入に対する所得税の取り扱いは、以下のとおりです。

(平成29年12月現在)

1. 配分金収入は、所得税法上「公的年金等以外の雑所得」に区分されます。公的年金等以外の雑所得の金額は、原則として総収入金額から必要経費を控除した金額です。  
したがって、配分金収入に係る必要経費がある場合、配分金収入から必要経費の金額を控除できます。
2. しかし、必要経費の額が65万円未満の場合は、租税特別措置法第27条に規定されている特例の適用により、65万円を上限として控除できます（ただし、総収入金額を限度とします。）  
なお、給与収入がある会員の配分金収入に係る控除額は、65万円から給与所得控除額を控除した残額となります。
3. 公的年金等を受給している会員は、配分金収入に対する所得金額の計算とは別に、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて、公的年金等の雑所得の金額を計算する必要があります。

### 【必要経費の金額が65万円未満の場合の例示】

[設例] センターの会員（66歳）の年間収入は、次のようなものでした。

①配分金収入	54万円	
②必要経費	10万円	
③給与収入	18万円	（アルバイト等、配分金以外の給与収入など）
④公的年金等の収入	150万円	

#### (1) 給与所得の金額

$$\begin{array}{lll} \text{(給与収入)} & \text{(給与所得控除額)} & \text{(給与所得の金額)} \\ 180,000\text{円} & - & 180,000\text{円} \\ & = & 0\text{円} \end{array}$$

#### (2) 配分金収入に係る雑所得の金額

$$\begin{array}{lll} \text{(最低保障額)} & \text{(給与所得控除額)} & \text{[最低保証額の残額]} \\ 650,000\text{円} & - & 180,000\text{円} \\ & = & 470,000\text{円} \end{array}$$

（最低保障額の残額）（必要経費） [雑所得（配分金所得）分の特例経費]  

$$\begin{array}{lll} 470,000\text{円} & > & 100,000\text{円} \\ & \rightarrow & 470,000\text{円} \rightarrow \text{最低保障額の残額で頭打ち。} \end{array}$$

したがって、この場合  

$$\begin{array}{lll} 540,000\text{円} & - & 470,000\text{円} \\ & = & 70,000\text{円} \end{array}$$
 が配分金収入に係る雑所得の金額となります。 → (A)

# 事務局だより

## 健康管理

### 冬の脱水症状に注意



脱水症状といえば夏のものと思われがちですが、冬も脱水症状になりかける人が多い季節です。上着を着込むことで、汗をかく。夜トイレが心配で水分を摂ることを控える。といった声を聞きます。温かい飲み物や果物で栄養補給や水分補給をしましよう。寒さが厳しくなる季節です。体調管理により一層注意しましょう。

## 平成二十九年分「配分金支払証明書」の発行について

一月の配分金（十二月分）のお支払い後に、配分金支払証明書を郵送いたします。

所得税の確定申告の際ご使用ください。

※別ページにおいて、「配分金に対する所得税の取り扱い方について」を掲載いたしましたので参考にしてください。



## 投稿募集中

会員の皆さんから  
の投稿をお待ちしてい  
ます。



## 編集後記

明けましておめでとうございます。  
平成三十年は戌年です。

戌年の方は勤勉で努力家とのこと  
です。

さて、十二年前（平成十八年）戌年の出来事は…、第一回ワールド・ベースボール・クラッシック（WBC）、トリノ冬季五輪、サッカーワールドカップドイツ大会開催が行われた年です。優勝国やメダリスト覚えていてますか…？  
今年一年、皆さんにとってよい年でありますように。

広報委員

田代照雄

仙頭正志

木村上義二  
木村和弘

